



みのる法律事務所
第 3 0 2 号
平成 2 7 年 6 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒 021-0853



岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)



まとはずれ

東日本大震災 被災土地の評価損問題の報告

『**的外**』第 2 8 5 号（平成 2 6 年 1 月号）で『被災土地の評価損』というタイトルで、国税庁と私とのやり取りを紹介しました。あれから 1 年半が経過した平成 2 7（2 0 1 5）年 6 月 1 6 日、国税庁から回答がありました。

結論は、私の主張を全面的に認めていただきました。国税庁に対しては、心底より感謝しています。「多分、私の言い分は国税庁としては受け入れてはくれないだろう」と考えていましたので、裁判をして判例をつくってもらおうと考えていました。ですが、国税庁は裁判を避けてくれました。裁判となれば、一種の闘いということになりますので、「たたかう」ことに反対しているわが身としては、望ましいことではないと考えていました。そのため、この度の国税庁の対応には、心の底から感謝しています。

問題は、「東日本大震災・三陸沿岸巨大津波の被災土地の評価損を認めるかどうか」という点にありましたが、国税庁は「流されてしまった社屋建物の分については評価損と認めるが、土地については評価損は認めない」という見解でした。それに対し、私は「津波後に土地の鑑定評価額は下がっているのだから、下がった分については評価損を認めるべきだ」と主張していました。理論的な双方の言い分の違いは、国税庁は「土地は津波を被^{かぶ}っても、建物とは違い、物理的損傷はない」という主張であり、私は「物理的には損傷がなくても、鑑定評価額が下がった以上、評価損を認めるべきだ」という点にありました。

黄色い本、青い本、さくら色の本、ピンクの本等、「いなべんの本」は株式会社エムジェムの他、下記書店でも好評発売中です。

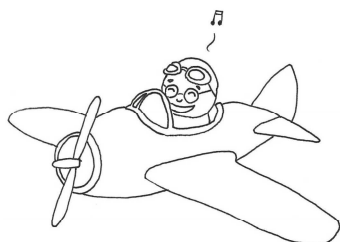
宮脇書店気仙沼本郷店 〒988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800
[amazon.co.jp](http://www.amazon.co.jp/) <http://www.amazon.co.jp/>

国税庁は、1年半以上も結論を出せなかったことについて真摯^{しんし}にお詫びをしてくれました。その中で、「千年に一度という自然災害だったので、先例がなく、中央で慎重に検討していたため、回答が遅くなった」と言っていました。これに対し、私の依頼者も私も、「そのことはよく理解している。一生懸命検討していただいたことはよくわかるので、お忙しい中やっていただき、心底より感謝している」旨を申し述べました。

私は、『年寄りのための童話 ―長生きを楽しむコツ』シリーズを書いています。が、「たたかわない方がいい」という思いを持っています。「集団的自衛権行使」などと言って、戦争をしてはならないと考えています。「戦ってはならない」のです。リハビリをしています。リハビリも「闘ってはならない」と実感しています。リハビリも、痛さを我慢したり、他の時間を犠牲にしてまでやる必要はないと考えています。国と国とが戦う戦争が駄目なことは、誰もがわかっています。人生においても、闘うよりは「気楽に楽しんだ方がいい」という思いに至っています。

そんな思いで、『長生きを楽しむコツ』の第10話に「鬼神^{きじん}を楽しむ」という話を書きました。私がこの事務所便りを300号まで1回も休むことなく発行し続けたことに対し、「この間の君の行動は、『断じて行えば鬼神^{きじん}も之^{これ}を避く』という生き方だ」と言って下さった尊敬する大先輩がおられます。ですが、私には「断じて行う」という思いは全くありませんでした。ただ、「事務所便りを書いていると、ワクワクして楽しかったのでできた」という印象しかないので。この間に手術は10回、入退院は飽きるほどしましたが、「病気とたたかう」という気持ちは全くありませんでした。これが、結果的にはよかったという気がしています。

今回の税金問題も、依頼者がよくできた方で、「たたかう」などというスタンスではなく、「勉強したい」というスタンスでした。国税庁に対しても、「たたかう」という姿勢は一切取らず、「教えてもらおう」という姿勢でしたので、国税庁も「一緒に勉強したい」という対応をしてくれました。その結果、前記のようなありがたい結論を出していただきました。



《 新刊のご案内 》

『新・憲法の心』第16巻 戦争の放棄（その16）

『9条は世界憲法（9条私感）』



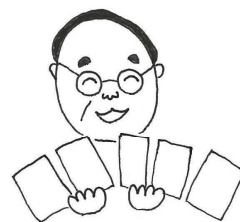
第16巻『9条は世界憲法（9条私感）』を発刊しました。9条は、「戦争放棄」の規定ですが、戦争放棄は日本だけがしても駄目なのです。世界各国がしなければならないのです。「9条は世界憲法」にならないのです。9条を日本国憲法の中に創った日本占領連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥（1880-1964）は、第1回連合対日理事会において、「世界の安全保障は、戦争放棄がただ一つの途である」と断言したのです。「9条による方法しかない」と断言したのです。第16巻では、そのことを特に強調しました。

日本国憲法と国連憲章との関係についても述べました。「国連憲章に『集団的自衛権』が規定されているから、集団的自衛権の行使は許される」などという主張をなさる方もおられますが、私は「日本国憲法は、国連憲章に優先する」と考えています。その理由については、この本をお読みいただければおわかりいただけるものと思います。

私は、日本国憲法の第9条は単に日本の安全保障について規定したのではなく、全世界の安全保障の方向性を示したものだと考えています。その意味で、「9条は世界憲法」だと確信しています。それが、私の9条に対する個人的な印象です。

私は、9条に心の底から惚れています。核兵器と原発が溢れている地球上において、真の安全保障の方法は「戦争放棄」しかないのです。「戦争放棄」こそ、唯一の安全保障の方法なのです。9条こそ、安全保障の究極の理想なのです。「9条は世界憲法」とならないといけないのです。

しかし、理想と現実の間にはギャップ（差、溝）があります。9条ができてから70年が経過しましたが、世界中を見れば、戦争は休む暇なくどこかで毎日起きています。9条は、「戦争放棄」の他に「戦力の不保持」も謳っているのですが、現実には自衛隊が存在します。「理想と現実とのギャップを、どのようにして埋めるべきか」については、次巻・第17巻『9条の理想への途』で述べさせていただきます。





《 新刊のご案内 》 年寄りのための童話 『長生きを楽しむコツ その六 第9・10話』

『長生きを楽しむコツ その六』として、第9話「災いを楽しむ」、第10話「鬼神を楽しむ」を書いています。その内容は、概略次の通りです。

第9話では、キャリーバッグ事故により右大腿骨股関節骨折で歩けなくなったことで、「スティル・ヤング」（まだ若い）という英語が口から飛び出したり、本気で「まだ若いかもしれない」などと思うようになりました。『長生きを楽しむコツ』など書き出したら、余計に「老人」という意識が強くなり、「もう運動など無理だ」と思っていたのですが、『パラねんピック』に出てやろう！」などと思うようになりました。「災いを転じて福となす」という感じでした。

『パラねんピック』という言葉は、造語です。私が「リハビリを続け、歩けるようになったら筋力を鍛えて、『ねんりんピック』か『マスターズ』に出てやる！」と言ったら、倅が「親父の場合は『ねんりんピック』では済まない。身体障害者にもなったのだから、身体障害者且つ老人という意味で、『パラねんピック』という言葉がぴったりだ」と言いました。身体障害者だから『パラ』、老人だから『ねん』というわけです。言い得て妙です。

第10話「鬼神を楽しむ」は、25年間にわたり1回も休まず事務所便りを発行し、300号となったことに対し、「この間の君の行動は、『断じて行えば鬼神も之を避く』という生き方だ」との身に余るご感想を頂戴し、恐縮しながらも「それは違う」という気がして、「なぜだろうか」と考えてみたところ、「鬼神も之を避く」ようなことは何一つしていないことに気がつきました。むしろ、「鬼神と一緒に楽しませてもらった」というのが実感です。

2・26事件の首謀者・磯部浅一（1905-1937）は、「千万発射つとも死せじ、断じて死せじ、死ぬことは負けることだ。成仏することは譲歩することだ。死ぬるものか、成仏するものか、悪鬼となって所信を貫徹するのだ」と『獄中日記』に書いた後、32歳の若さで処刑されました。32歳と言え、今の自分から見れば41年も若かったのです。41年前の自分を顧みれば、「青二才」でした。あの頃の自分の知恵と、73歳となった現在の自分の知恵とを比べると、現在の自分の知恵は「神の領域」と言っても過言ではありません。「悪鬼となって所信を貫徹する」などということは、人生を楽しむためには「百害あって一利なし」です。老人になったら、鬼神とも一緒に人生を楽しむだけです。

